



2025年12月26日

各位

会社名：フロイント産業株式会社
代表者名：代表取締役 伏島巖
(コード番号：6312 東証スタンダード)
問合せ先：取締役管理本部長 関和宏昭
電話：(03) 6890-0750 (代表)

**株式併合、単元株式数の定めの廃止及び
定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ**

当社は、2025年11月20日付当社プレスリリース「株式併合、単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」（以下「2025年11月20日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合、単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に関する議案について、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなりますので、本日から2026年1月26日まで整理銘柄に指定された後、2026年1月27日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所のスタンダード市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第1号議案（株式併合の件）

当社は、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は2025年11月20日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

① 併合する株式の種類

普通株式

② 株式併合比率

当社株式について、1,302,086株を1株に併合

③ 減少する発行済株式総数

16,927,114株

④ 効力発生前における発行済株式総数

16,927,127株

なお、本日現在における発行済株式総数は18,400,000株となりますが、このうち、自己株式に相当

する 1,472,873 株については 2026 年 1 月 28 日を効力発生日として、消却することを予定しております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

13 株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

52 株

⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金額の額

本株式併合により、株式会社友（以下「公開買付者」といいます。）並びに公開買付者による当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に応募しない旨合意した当社株主である株式会社伏島搖光社、伏島靖豊氏の相続人、伏島巖氏、株式会社大川原製作所及び牧寛之氏（以下「本不応募株主」といいます。）以外の株主の皆様の所有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数については、その合計数（会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 235 条第 1 項の規定により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第 235 条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様に交付いたします。当該売却について、当社は、本株式併合が当社の株主を公開買付者及び本不応募株主のみとすることを目的とする本取引の一環として行われることであること及び当社株式が 2026 年 1 月 27 日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様の所有する当社株式の数に本公開買付けにおける当社株式 1 株当たりの買付け等の価格と同額である 1,085 円を乗じた金額に相当する金額を各株主の皆様に交付できるような価格に設定する予定です。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合がございます。

2. 第 2 号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、当該変更の内容の詳細は 2025 年 11 月 20 日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

(1) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第 182 条第 2 項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は 52 株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

(2) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 13 株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在 1 単元 100 株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第 8 条（単元株式数）、第 9 条（単元未満株式についての権利）及び第 10 条（単元未満株

式の買増し）の全文を削除し、これら変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

- (3) 本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は公開買付者及び本不応募株主のみとなるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第16条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

3. 本株式併合の日程

本臨時株主総会開催日	2025年12月26日（金）
整理銘柄指定日	2025年12月26日（金）
当社株式の売買最終日	2026年1月26日（月）（予定）
当社株式の上場廃止日	2026年1月27日（火）（予定）
本株式併合の効力発生日	2026年1月29日（木）（予定）

以上